

条例の内容を検討していただくに当たり、全体のイメージを持っていただくために、大阪府内 15 市の条例に掲げられている項目を参考に例をあげてみました。

資料5

項目	内 容
前文	【骨子の例】 - すべての人が個人として尊重され、男性であれ女性であれ、自分らしくのびやかに生きることができ、男女が互いに支えあう社会の実現が求められている。 - 我が国においては、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きと連動して進められてきた。 - その成果として、雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法制度が整備され、また若い世代を中心に男女平等・男女共同参画の意識が浸透しつつある。 - しかし、家庭・地域・職場では依然として男女の役割を固定的に考える考え方が根強く、個人としての活動の選択肢が狭められたり十分に能力が発揮できなかったりする場合がある。 - 今日の経済情勢や少子高齢化・人口減少傾向の中にあって、豊かで活力があり、安心して暮らすことのできる社会を実現するには、男女が家族としての責任を果たしつつ、職場・学校・地域その他の社会のあらゆる活動に共同参画し、責任も苦勞も喜びも成果も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は緊要の課題である。 - このような認識に立ち、本市の「人権尊重の社会づくり条例」や「市民参画と協働のまちづくり基本条例」の趣旨を踏まえ、「男女共同参画の地域文化」を八尾の市に根づかせていくことをめざしてこの条例を制定する。
目的	【例文】 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。
定義	男女共同参画 【例 1】 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。 【例 2】 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場で活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮することにより、共に責任を担うとともに、均等に成果や利益を享受することができる社会をいう。 積極的改善措置 【例 1】 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 【例 2】 前号に規定する機会について、男女間に格差がある場合は、不利な状況にある方の性に対し、必要な範囲内で、当該機会を積極的な提供し、格差を改善しようとすることをいう。 セクシュアル・ハラスメント 【例】 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その者の意に反した性的な言動により、その者に苦痛若しくは不快感を与えること。また、性的な言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与えること。

	その他定義として規定されている項目 ドメスティック・バイオレンス 市民 事業者 協働 など
基本理念	男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。 ① 男女の人権の尊重 ② 制度慣行への配慮 ③ 決定過程への共同参画 ④ 家庭生活との両立 ⑤ 国際的協調 } 基本法、府条例で規定している基本理念 その他に他市で基本理念として掲げられて項目 ・身体・健康への配慮 ・女性への暴力根絶 ・生涯学習の推進・ ・就労の場の機会均等
責務	【例文】 市の責務 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。 2 市は、男女共同参画の推進にあたり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。 3 市は自ら率先して、男女共同参画の推進に努めなければならない。
	【例文】 市民の責務 市民は、男女共同参画に関し理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場で、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
	【例文】 事業者の責務 事業者は、事業活動を行うにあたっては、基本理念に基づき、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。 2 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
	その他、他市で責務を規定している項目 各種団体の責務 市民公益活動団体の責務
市民等の協働	【例文】 市 市及び市民等は、協働して、男女共同参画社会の形成に取り組むものとする。

性別による権利侵害等の 禁止	【例文】 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による権利侵害及び差別的な取扱いを行ってはならない。 2 何人も、職場、学校、地域、その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。 (性別による差別的取扱い禁止・・・14市 権利侵害(人権侵害)・・・7市 セクハラ・・・15市 暴力・・・15市)
公衆に表 示する情 報に 関する 留意	【例文】 何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担若しくは異性に対する暴力的行為を助長する表現、その他の人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。
基 本 計 画	【例文】 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱 (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 市は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 4 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。 5 市は、基本計画の実施状況等について報告書を作成し、概要を公表するものとする。
理 解 を 深 め る た め の 措 置	【例文】 広報・啓発 市は、基本理念について市民等の理解が深められるよう、広報、啓発並びに情報提供を行うものとする。 【例文】 教育・学習の推進 市は、教育及び学習を通じて、市民等が基本理念について理解を深めることができるよう、必要に措置を講ずるものとする。
苦 情 申 出	【例文】 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情その他の意見がある場合は、その旨を市長に申出ることができる。 2 市長は、苦情等の申出に対し、男女共同参画社会の実現に資するよう、迅速かつ適切に対応するものとする。
相 談 申 出	【例文】 市民は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権侵害を受けたときは、その旨を市長に相談することができる。 2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するものとする。

上記の項目以外に他市であげ ている項目	年次報告 推進体制 拠点施設 審議会等の委員の構成 積極的改善措置 調査研究 施策策定にあたっての配慮
--------------------------------	--